

使える!

中小企業 支援情報

第 5 回

投資育成から
中小企業庁に出向中の職員が、
中小企業を支援するための
支援策等についてご紹介します。

「中小企業経営強化税制」 を使って 企業の「生産性と収益力」 を強くする

中小企業経営強化税制の使い方と留意点



中小企業庁
長官官房参事官室 政策調整専門官
しむら
清村和貴
(当社から出向中)

固定資産税の軽減措置や各種金融支援策を受けられる中小企業等経営強化法の施行から1年が経過しましたが、平成29年度の税制改正で新たに「中小企業経営強化税制」が創設され、経営強化法の認定を受けると設備投資等に対して即時償却や税額控除が受けられるようになりました。

経営強化法施行から1年

昨年7月に施行された中小企業等経営強化法（以下、経営強化法）ですが、これは同法律に基づいて中小企業等が「経営力向上計画」を作成・申請し、認定を受けることで、固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）や各種金融支援（日本政策金融公庫による低利融資等〔*1〕）、各種補助金における優先採択が受けられるものでした。手続も比較的簡素であることから、施行から10カ月が経過した2017年4月末時点で1万9284件が認定され

ています。

*1 日本政策金融公庫による低利融資・設備資金について基準利率から0.9%引き下げ

「中小企業経営強化税制」の創設

これまでの経営強化法の支援策に加えて、平成29年の税制改正により中小企業経営強化税制（以下、経営強化税制）が創設され、経営強化法の認定を受けることで、企業が生産性や収益力を向上させる一定の設備を取得した際に、即時償却または税額控除が受けられるようになりました【図1】。

「中小企業投資促進税制」 との違い

平成28年度までも、「中小企業投資促進税制（以下、投資促進税制）」の上乗せ措置により、即時償却等が受けられましたが、今回、経営強化税制として改組されたことで、中小企業のように幅広い設備投資について、即時償却や10%の税額控除〔*2〕が適用できるようにになりました。具体的には、投資促進税制が機械装置やソフトウェア等に限定されていたのに対して、経営強化税制では器具備品・工具や建物附属設備へと適用範囲が拡大されています（なお、投資促進税制の通常措置「30%の特別償却等」は、引き続き経営強化法の認定を受けていなくても利用が可能です）。

*2 資本金3000万円超1億円以下の法人の場合、税額控除は7%。

中小企業経営強化税制の適用要件

それでは、経営強化税制の適用要件について見てみましょう。

【適用対象】

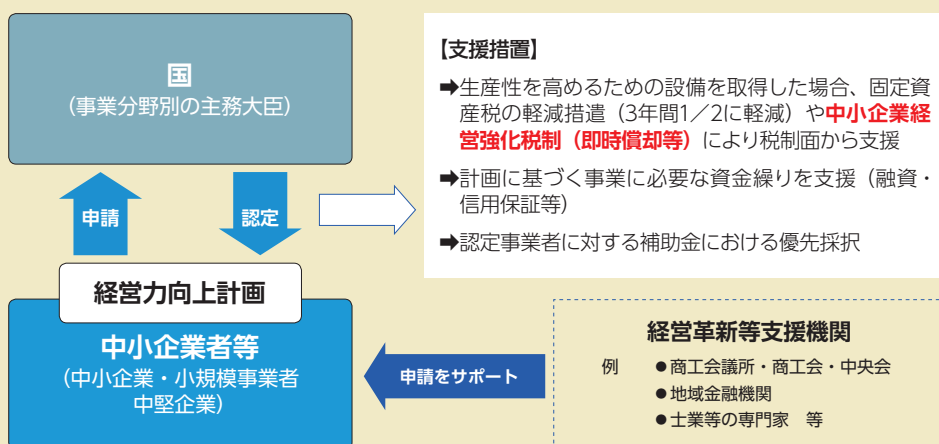
経営強化税制が適用されるのは「青色申告書を提出する中小企業者等」となっています。ここでの「中小企業者等」とは主に資本金1億円以下の法人であり、中小企業基本法の中小企業の定義とは異なるので留意が必要です。

【適用される期間】

経営強化税制を適用するには、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに設備を取得等して事業の用に供することが必要とされています。

【適用となる設備】
 適用となる設備は機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）となっています。なお、いずれも、国内の投資かつ、新規取得したものであること（貸付資産および中古資産は適用外）、また、生産等設備を構

図1 ● 経営力向上計画の概要



資料：中小企業庁ホームページ掲載「中小企業等経営強化法-経営力向上計画 策定の手引き」より抜粋（一部追記）

成するものである必要があり、事務用の器具備品や寄宿舎・福利厚生施設等は該当しません。

適用の手続きについて

経営強化税制の適用となる設備投資には、「生産性向上設備（A類型）」と「収益力強化設備（B類型）」の2種類があります【図3】。それぞれで必要

図2 ● 中小企業等経営強化法に基づく租税措置の概要

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	地方税	固定資産税の特例 3年間半分に軽減 [生産性が年平均1%以上向上]		地域・業種を限定した上で 拡充 (平成29年4月1日～)
	国税	中小企業経営強化税制 即時償却又は税額控除10%（※7%） [生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資]		拡充 (平成29年4月1日～)
		中小企業投資促進税制（中促） 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		商業・サービス業活性化税制 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用

■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合
 資料：中小企業庁ホームページ掲載「税制措置・金融支援活用の手引き」より抜粋

となる手続きが異なりますので留意が必要で。

【A類型：生産性向上設備】

各設備について①販売開始から一定期間内であること、②経営力の向上となる指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上していること、の2点を満たす必要があります。また、これら

図3 ● 生産性向上設備（A類型）と収益力強化設備（B類型）の対象設備

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
確認者	工業会等	経済産業局
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ●機械装置（160万円以上／10年以内） ●測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ●器具備品（※1）（30万円以上／6年以内） ●建物附属設備（※2）（60万円以上／14年以内） ●ソフトウェア（※3）（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上／5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ●機械装置（160万円以上） ●工具（30万円以上） ●器具備品（※1）（30万円以上） ●建物附属設備（※2）（60万円以上） ●ソフトウェア（※3）（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舎に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等	

資料：中小企業庁ホームページ掲載「税制措置・金融支援活用の手引き」より抜粋
 ※1 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部または一部の提供を行う事業を行う法人が取得または製作をするものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得または製作をするものを除く。
 ※2 医療保健業を行う事業者が取得または建設をするものを除く。
 ※3 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

①、②の要件についてメーカーを通じて工業会等から証明書を取得する必要があります。

【B類型：収益力強化設備】

各設備について年平均の投資利益率「※3」が5%以上となることが見込まれる計画を作成し、公認会計士・税理士が事前確認書を作成した上で、経済産業大臣（経済産業局）に申請して

確認書を取得する必要があります。

*3 投資利益率の計算式「(営業利益+減価償却費)の増加額」÷設備投資額

A類型とB類型の選択について

A類型では、導入する設備ごとにメーカーを通して、工業会等から証明書を発行してもらう必要がありますが、その後の申請手続きは事業者が行うこととなります。また、同じ証明書で経営強化法の支援措置のうちの固定資産税の軽減措置も受けることができます。数台程度の設備導入の際はA類型が使い勝手がよいと言えるでしょう。

一方、B類型は設備投資計画を策定して認定を受ける仕組みとなっています。工場新設やライン新設というように複数の設備投資を行う際に、まとめて1回の申請で済むメリットがあります。一方で、作成する設備投資計画は必ず公認会計士・税理士のチェックを受け、事前確認書を作ってもらう必要があります。また、固定資産税の軽減措置を受ける際は、経済産業局が発行する確認書では利用できず、別途、工業会の証明書を取得しなければならぬことに留意が必要です。

設備の取得時期の留意点

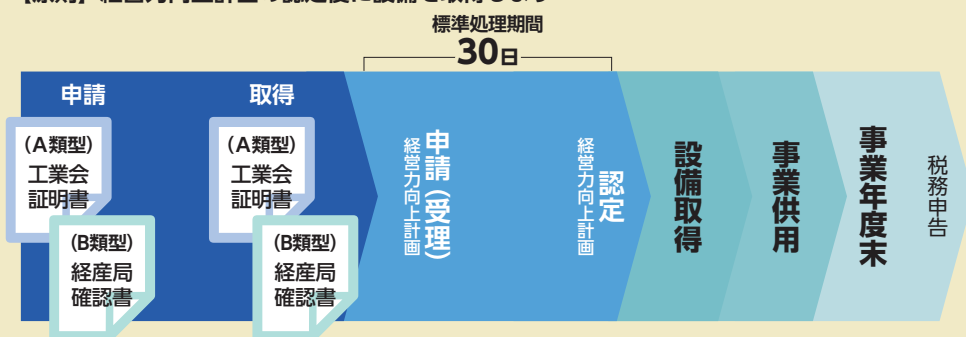
手続きの流れは【図4】となります。工業会の証明書や経済産業局へ

の申請を先に行って証明書や確認書を取得した後、経営力向上計画の申請・認定を受けた上で、設備等を取得するという順番となります。工業会からの証明書の発行には時間を要する場合がありますので、導入する設備の様子が決まったら、メーカーを通じて早めに証明書発行の手配をしておくといでしょう(証明書は設備購入前に発行し

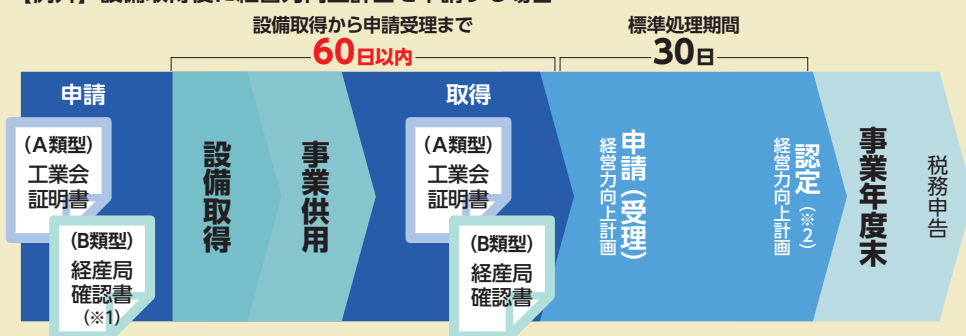
てもらえます)。例外として設備取得後に経営力向上計画を申請することも認められていますが、その際は設備取得日から60日以内に申請の受理まで行わなければならないので留意が必要です。また、各企業の事業年度末までに認定が完了している必要があります。計画申請から認定まで約30日かかること

図4 ● 設備の取得の時期について

【原則】 経営力向上計画の認定後に設備を取得します



【例外】 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



先に設備を取得した場合は、60日以内に計画の申請が必要です。

※1 経産局への確認(B類型)申請は設備取得より前に行う必要があります。

※2 税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。

資料：中小企業庁ホームページ掲載「税制措置・金融支援活用の手引き」より抜粋

まとめ

や工業会の証明書の発行に時間がかかることから、本制度の活用を検討する際は、早めに証明書や確認書の申請をしておく必要があるでしょう。

経営強化税制では器具備品・工具や建物附属設備まで対象が拡大され、器具備品なら業務用冷蔵庫設備や厨房設備、建物附属設備なら省エネ空調や、LED照明の導入等、卸売業や小売業、飲食サービス業等でも活用できる幅が広がりました。是非、税制を有効活用して生産性・収益力を高めて頂ければ幸いです。

中小企業庁ホームページ：経営サポート「経営強化法による支援」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

中小企業等経営強化法に基づく税制措置についてのお問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 財務課

Tel. 03-3501-5808 (平日 9:30-12:00, 13:00-17:00)

経営力向上計画についてのお問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 企画課

Tel. 03-3501-1957 (平日 9:30-12:00, 13:00-17:00)

※本資料は中小企業経営強化税制に関する概要を簡潔に説明するためのものです(2017年6月時点での情報)。実際の税制活用の際は、顧問税理士等の専門家にご相談ください。